

○宝塚市協働のまちづくり推進条例施行規則

令和2年10月6日

規則第48号

注 令和3年10月20日規則第35号から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この規則は、宝塚市協働のまちづくり推進条例（令和2年条例第35号。以下「条例」という。）第5条第2項及び第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(まちづくり協議会の名称及び範域)

第2条 条例第5条第2項の規則で定めるまちづくり協議会の名称及び範域は、別表に掲げるとおりとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第35号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

(令3規則35・一部改正)

まちづくり協議会の名称	範域
仁川まちづくり協議会	おおむね宝塚市立仁川小学校の通学区域
宝塚市高司小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立高司小学校の通学区域
宝塚市良元地区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立良元小学校の通学区域
宝塚市光明地域まちづくり協議会	おおむね宝塚市立光明小学校の通学区域
宝塚市末成小学校地域まちづくり協議会	おおむね宝塚市立末成小学校の通学区域
宝塚市西山まちづくり協議会	おおむね宝塚市立西山小学校の通学区域
まちづくり協議会コミュニティ末広	おおむね宝塚市立末広小学校の通学区域
宝塚第一小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立宝塚第一小学校の通学区域
逆瀬台小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立逆瀬台小学校の通学区域
宝塚市すみれガ丘小学校区まちづくり協議	おおむね宝塚市立すみれガ丘小学校の通学

会	区域
宝塚小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立宝塚小学校の通学区域
壳布小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立壳布小学校の通学区域
小浜小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立小浜小学校の通学区域
宝塚市美座地域まちづくり協議会	おおむね宝塚市立美座小学校の通学区域
安倉地区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立安倉小学校及び宝塚市立安倉北小学校の通学区域
宝塚市長尾地区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立長尾小学校、宝塚市立長尾南小学校及び宝塚市立丸橋小学校の通学区域
中山台コミュニティ	おおむね宝塚市立中山台小学校の通学区域
宝塚市山本山手地区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立山手台小学校の通学区域
宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立長尾台小学校の通学区域
宝塚市西谷地区まちづくり協議会	おおむね宝塚市立西谷小学校の通学区域